

令和3年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和3年9月10日（金曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	金子義彦君
副議長	桜井龍雄君
1番	森明人君
2番	伊藤真久君
3番	齋藤久美夫君
4番	山上他美夫君
5番	本郷幸治君
6番	山崎一広君
7番	川上美樹君
8番	楠徹也君
9番	松山教宗君
10番	紫藤政則君
12番	谷村知重君
13番	小関勝教君

◎出席説明員

市長	板東知文君
副市長	市川厚記君
総務部長	猪谷憲恭君
市民部長	松田公史君
保健福祉部長	高橋英雄君
経済部長	土屋貴久君
都市整備部長	米澤勝君
市立美唄病院事務局長	今澤清隆君

消防長	相馬一司君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	高橋修也君

教育委員会教育長	天野政俊君
教育委員会教育部長	阿部良雄君

◎事務局職員出席者

事務局次長	村谷昌春君
	門田昌之君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 次に日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

1番 森明人議員

2番 伊藤真久議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9番松山教宗議員。

●9番松山教宗議員（登壇） 令和3年第3回定例会において、大綱2点について市長にお伺いをいたします。

大綱1点目は、地方創生についてであります。1つに、人口減少対策としての地域おこし協力隊制度の活用についてであります。地域おこし協力隊制度は、都市圏に集中する人材を地方へ、移住・定住の促進に視野を入れながら、人口減少対策として、また、地方の

まちづくりや地域経済の活性化などを目指し、経済や文化など、地域産業に新たな担い手として、若者に限らず、熱意ある有能な人材を隊員とし、地域をマンパワーによって活性化へと進める制度であり、2009年に制度化され、本市が活用、運用し、10年ほどが経ちます。この制度の特徴としては、協力隊員は本市に住民票を移し、市民となり、地域に根差した活動を行っていく中で、隊員の人件費をはじめ、活動に要する諸経費の財源については、総務省からの特別交付税措置として100%されること。また、最大3年間として任期満了までに本市に起業や就職などで、結果として定住していただくことで、人口減少対策と合わせ、地域の活性化を図る制度としていところであります。先日の新聞報道では、令和4年度の国の概算要求として、地域おこし協力隊制度の予算を3億円に増額し、令和6年度には隊員を8,000人までに増員するなどと報道がありました。私は、これまで地域おこし企業人制度の新たな活用、そして既に活用している地域おこし協力隊を積極的に増員し、拡大するよう訴えてきた経過があり、本市においては、現在、経済部のほか、新たに総務部に1名、教育委員会に1名、配置されております。道内の他自治体では、協力隊制度を積極的に活用し、東川町では48名の隊員を採用し、三笠市では19名、ニセコ町においては23名など、地域の産業である農業や観光業などの事業所に従事し、その後は就農や起業、就職するなど、定住しているところあります。私は、地域産業である農業や文化、新たな観光業や中心市街地活性化関連だけではなく、事業所や農業など多岐にわたる協力隊制

度を最大限活用し、人口増へと繋げ、持続可能なまちづくりに向けて、取り組むべきと考えます。

そこで1つ目として、現在配置されている隊員はどのような目的、分野により何名採用し、どのような業務を行い、雇用形態において地元とどう結びつかせようとしているのか。また、これまで隊員満了後にどれくらい本市に残り、定住しているのか。定住していない方はどうされたのかなど、現状について伺います。

2つ目として、これまで経済部で協力隊を採用し、活用してきましたが、隊員は活動計画書を作成し、それに基づき活動しているが、それを含め、制度運用上の全体的な協力隊の活動を通した成果や効果、また、検証や分析結果に基づく課題について伺います。

大綱2点目は、環境行政についてであります。1つに、公共合同墓の取り組みについてであります。お墓のあり方については、特に平成20年度に入り、家族による継承を前提としたお墓に対する市民の意識の変化、また少子高齢化、単身世帯の増加等により、墓の継承者がいない。一部では、もちろん維持、管理など、将来にわたり次世代に迷惑をかけたくないなど、問題が大きくなっている状況にあります。本市の4か所ある市営墓地の貸出件数と返還件数を比較してみると、過去10年間の合計では、貸出件数は152件に対し、返還件数が247件で約2倍。過去5年間の合計では、貸出件数が35件に対し、返還件数が124件で約4倍になっております。貸出件数より返還件数が大きく上回っている状況が続いております。これらのことから、本市においても墓じ

まいが多く行われていると考えるほか、市民からは、早期の公共合同墓の設置を待ち望む声が寄せられていると聞いているとともに、私にも、まだ設置されていないのか、いつできるのかという声が寄せられたり、問い合わせが来たりしております。これまで私は数年にわたり、早期の公共合同墓設置の必要性を継続し、質問してきました。昨年12月、第4回定例会において、一般質問の市長答弁には設置場所、規模感、整備の必要性、来年度に着手などのスケジュールが示されるとともに、設計段階において提案型のプロポーザル方式の検討と答弁がありました。本年第1回定例会での予算審査特別委員会では、主に予算や規模について、従前よりかなり大きく変わり、実態に合わないのではないかと。積算根拠はどうなんだと異論が非常に大きくありました。それを受け、6月第2回定例会では、美唄市合同墓整備基本計画が示され、実態に見合った規模の見直しが図られるなど、これらは記憶に新しく、設置に向けて進んでいると思われました。その後、公共合同墓整備業務プロポーザル審査委員会の審査が行われましたが、8月4日の新聞報道で審査の点数が半分も満たなく、結果、不調であったことが一斉に報道されました。それから約1か月以上が経ちますが、結果を踏まえ、今後の対応などの整理や設置に向けたリカバーをどうしていくのかなど、まだ全く見えてこない状況にあります。本市においては、他の自治体に先んじて合同墓に関する調査研究を開始し、平成29年には、市民ニーズを把握するための市民アンケート調査を行ってはいったものの、現在の道内の設置状況を見てみると、残念ながら、随

分と遅れをとっている状況にあります。そこで、今年度の公共合同墓に関する取り組み内容に関し、次の4点について市長に伺います。

まず1つに、近隣自治体の合同墓の利用状況について。供用開始からの年数と埋蔵体数及び埋蔵可能数に占める埋蔵体数の割合について。2つに、本年度の合同墓に関する関係団体との意見交換と実施について。また、実施しているのであればその内容について。3つに、プロポーザル手続きの検証として、プロポーザル実施手続きの経緯及び審査の結果について。4つに、今後の取り組み方法及び実施時期などについて、市長に改めてお伺いします。

●市長板東知文君（登壇） 人口減少対策としての地域おこし協力隊制度の活用についてであります。初めに、現在の隊員の配置状況につきましては、所属別で申し上げますと、総務部には移住支援を行う隊員が1名、経済部には中心市街地活性化を行う隊員が2名、ブラックダイヤモンドズの活動の支援を行う隊員が2名、ふるさと納税の返礼品の開発やPRを行う隊員が1名、外国人観光客の受け入れ体制の整備を行う隊員が1名、アウトドアコンテンツの開発を行う隊員が1名の以上7名。また、教育委員会には、文化活動団体の活動支援を行う隊員が1名となっており、全体として3部にわたり、合計9名の隊員を配置しております。

次に、定住の状況につきましては、平成23年度以降受け入れた隊員は22名であり、そのうち、これまで退任した13名の隊員のうち、定住された方は2名となっているところであります。定住に至らなかった11名の方につい

ては、希望する職を求めて札幌市へ転出された方が9名、ご家族のご事情でやむを得ず転出された方が2名となっております。

次に、雇用形態につきましては、会計年度任用職員及び委託隊員となっております。地元との結びつきにつきましては、これまで、広報紙メロディーでの紹介や隊員が作成する情報誌の発行、コアビバイにおける協力隊ブースの設置やイベント開催などの活動を通じて、市民の皆さんとの繋がりを深めているところでございます。

次に、昨年度までの経済部における主な取り組みにつきましては、初めに、観光分野では、やさしい日本語講座の開催等による市内への来訪者の受け入れ環境整備などにより、国内外訪問客の増加に繋がったほか、商業分野では、コアビバイ内に設置した地域おこし協力隊ブースや情報誌等の発行により商店街の魅力の発信を行ったほか、コアビバイ内において、〇〇マルシェを開催し、商業施設の売上げが通常時の約1.5倍に上がるなど、相乗効果が図られているものと認識しております。また、スポーツビジネス分野では、美唄ブラックダイヤモンド球団の運営支援をはじめ、SNS等による情報発信やオフィシャルショップの運営など、地域経済の活性化や関係人口の増加に貢献するなど、こういった多くの業務活動を通して、地域おこし協力隊が本市の若者による地域づくりとして、かけがえのない存在となっております。一方で、これまで市内企業への就職に向けた企業の紹介等のサポートを行ってきましたが、市内での起業や就労に至らず、結果として、定住に繋がっていないことが課題として挙げられておりま

す。国の調査によりますと、定住に繋がらない主な理由としましては、希望する活動と求められている役割とのミスマッチにより、活動に対する満足度が低く、定住意欲が下がったこと。また、就労や起業に繋がる活動内容となっていなかったこと。さらには、地域に希望する就労先がなかったことなどが挙げられております。本市におきましても、同様の傾向にあることから、今後の取り組むべき課題としているところでございます。

次に、公共合同墓の取り組みについてであります。近隣自治体の合同墓の利用状況につきましては、初めに、岩見沢市が供用開始から3年の埋蔵体数が869体となっており、埋蔵可能数3,000体に占める割合は約3割、また、深川市が供用開始から3年間の埋蔵体数が290体となっており、埋蔵可能数1,500体に占める割合は約2割となっているところであります。

次に、設置にあたる関係団体との意見交換につきましては、去る6月29日に美唄仏教会に対し、「美唄市合同墓整備基本計画」についての説明を行い、ご理解をいただいたほか、早期設置の要望があったところでございます。

次に、公募型プロポーザルの実施につきましては、「美唄市合同墓整備業務に関わる公募型プロポーザル実施要領」等に基づき、6月30日から7月12日までを参加表明書の提出期間、7月13日から7月26日までを企画提案書等の提出期間とし、応募のありました一社について、7月28日に公開プレゼンテーションを実施したところであります。また、審査につきましては、副市長を委員長とする「美唄市合同墓整備業務プロポーザル審査委員会」

を設置し、市民公募2名を含む9名の審査委員による審査を行ったところであり、結果といたしましては、美唄市合同墓整備基本計画の趣旨及び仕様書の考え方など、本市の意向を満たしているものではなかったことから、候補者の選定に至らなかったものであります。

次に、今後の取り組み方法につきましては、設計と施工を分離発注することとし、設計のみの公募型プロポーザルを実施した上で、できるだけ早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

●9番松山教宗議員 自席より2点、再質問いたしたいと思っております。

まず1点目は、地域おこし協力隊制度の活用についてであります。協力隊制度は都市圏から本市へと移住・定住施策を推進するうえで非常に有効な制度であり、私は、昨年第2回定例会において、移住・定住施策を推進するためにも、職と雇用が重要であることを質問していますが、そのためには協力隊の就業や起業、定住化率の向上策を打つべきと強く考えております。私はこれまでの取り組みを通じて、隊員側としてはビジョン、目的、熱意、受け入れ側としては必要な人材の確保という双方の思いのマッチングも重要であると認識しており、熱意ある人材確保や経済活性化のために、地域で求めている協力隊員とマッチングさせていくことが重要であり、隊員と地域をフォローアップすることが行政の役割であると考えております。そこで、答弁で様々な全体的な課題が示されましたが、それはまず、どのように解決しようとしているのか。そして、この制度の活用にあたっては、有効的に活用すべきで、協力隊を増員してい

くためには、運用面での向上、また、もっと官民一体となって、さらには、行政の縦割りではなく横の連携、効果的に進めることが、庁内連携など一層強化が施策の実現に向けて取り組むべきことであると考えております。今後の協力隊員の増員に関して、人口減少及び地域活性化などの行政課題の克服に向けた、定住に結びつけるための具体的な方策、取り組みについて市長にお伺いしたいと思います。

2点目であります。環境行政、合同墓についてであります。公共合同墓が公共施設とすれば、市民ニーズがとても高い施設であると認識をしており、早期の供用開始を待ち望んでいる市民の方が多くいると聞き及んでおります。また、本市より後発だった滝川市の合同墓は、予算規模が880万円、今年より供用開始、納骨をはじめる予定と聞いております。そこで、本市の今後の施行に向けた進め方ですが、これまでの議会議論も含めて、市長は本年度施行に自信を持っておられました。しかし、これから冬季間を迎えることもあり、年度内の施工が厳しいのではないかなと考えます。また、設置に向け、早急に進めなければならないと思えますし、万が一、年度を越えてしまった場合は財政ルール上、繰越明許費などを設定して、議会の議決を必要として、所定の手続きも必要になるのではないかと考えますし、これらを踏まえて、今後の進め方や供用開始の時期、見込みについて改めて市長にお伺いをいたします。

●市長板東知文君 協力隊の増員、定住への具体的な取り組みということでございますが、市としましては、令和2年度より総務部を協力隊員総括部門、取りまとめ部門として、庁

内横断的な体制の構築を図りまして、地域課題の洗い出しと協力隊業務の掘り起こしを行ってきたところでございます。一方、また多くの隊員を積極的に活用している全国でも際立った取り組みを行っている東川町でございすけども、東川町へ昨年度から職員を派遣いたしまして、そういった東川町の特異な取り組みを充分学びながら、美唄の教育制度にもしっかりと反映していくということなどの対応をしているところでございます。さらに今年度は起業化に向けた助成制度を創設したほか、市長と地域おこし協力隊との懇談会を開催し、地域おこし協力隊とお話をさせていただきました。そういった懇談会を開催し、現状の取り組みや退任後の提示に向けた意見交換など、取り組んでいるところでございます。今後におきましても、地域おこし協力隊制度を十分活用しながら、本市の地域の課題解決や新たな地域づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共合同墓の取り組みということで、今後の進め方でございます。今後につきましては、設計に関する公募型プロポーザルを行い、できるだけ早い整備に向けて取り組むこととしておりますが、年度内の施行という形で進めてございましたけども、こういった結果から繰越明許費の設定も含めて、しっかり対応して、できるだけ早い時期に供用開始できるよう、今後とも取り進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

●9番松山教宗議員 自席より、再々質問1点、公共合同墓について改めてお伺いしたいと思います。

質問させていただきましたが、早期に進

めるべきだと思いますし、今、お答えいただきました繰越明許費の設定も視野に入るということでありますけど、早期な実現がやはり望まれているものだと私は考えてございます。そういった意味で改めて具体的な供用開始と、こういった今後のスケジュールを考えていらっしゃるのか、進めていくのか、お聞きしたいと思います。

●市長板東知文君 まず、設計のプロポーザルという形になろうかと思います。そういった内容を踏まえて、できるだけ早い段階で計画を策定し、施工に結びつけたいと考えています。ただ、冬季間の施工という可能性が十分ございますので、そういったものも十分配慮しながら、1日でも早い完成になるよう、しっかりスケジュールを検討してまいりたいと考えております。

●議長金子義彦君 次に移ります。

7番川上美樹議員。

●7番川上美樹議員（登壇） 令和3年第3回市議会定例会におきまして、大綱3点について市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は、情報行政についてです。伺いたい点は、デジタル技術の促進についてです。例えば、医師に診察をしてもらい、服薬してもらうためには病院に出向く必要があります。これがデジタル技術が進んだ場合どうなるか。患者は自宅にいながらにして、医師とモニターを通して診察してもらうことが可能になります。服薬については、ドローンが自宅へ運んでくれる。さらに、遠くに住んでいる娘や息子が親の身体の状態を医師に聞きたい場合、モニターを通して診察と一緒に参加することもできる。こういったことは、

遙か遠くの未来の話ではなく、世界から遅れをとっている日本が今2030年の実現を目指し、私たちの教育、福祉、介護、医療、観光、防災といった身近な生活全般にさらなるデジタルの技術を浸透させ、サービスを提供しようと国を挙げて取り組んでいるところであります。そのため、内閣府ではデジタル化推進のための大きなインフラ整備を盛り込んだ、いわゆるスーパーシティー構想について、手を挙げた自治体に対して、現在審査をしているところです。認定された自治体には交付金も措置され、未来都市の実現が進みます。このスーパーシティー構想については、今後も引き続き国を挙げて進めていくものと思います。私は、本市の状況に合ったデジタル技術の取り入れをし、人生の最後まで本市で暮らすことができるよう、積極的にこのような構造に手を挙げて進めるべきと思いますが、本市としてはどのようにとらえておられるのでしょうか。このことについて、市長のお考えを伺います。

大綱2点目は、ポストコロナに向けた地域資源の活用についてです。1つ目は、持続可能な観光施策の考え方について伺います。現在、新型コロナウイルス感染症が拡大し続け、収束が見えない中の観光施策は大変難しいものがあると感じます。しかし、感染防止施策を工夫しつつ、地域経済の活性化と両立していくことは必要であり、コロナ禍の後に向けて、市内の地域資源をいかにして活用し、情報発信とPR活動の充実を行うのか。また、交流拡大の仕組みづくりをどう行うのか。第7期総合計画では、観光入込客数は令和元年では36万人であったものを令和7年には60万

人と目標値が掲げられております。また、第2次産業振興計画でも地域資源を活用した関係人口、交流人口の創出と拡大を目指すとして明記されていますが、本市の観光施策がコロナ禍の後も持続可能となるために、どのように考えているのか市長に伺います。

2つ目は、コロナ禍の後の観光施策を進めるために、市内の地域資源の活用をどのような体制で進めていくのか。このことについてはどのようにお考えか市長に伺います。

大綱の3点目は、教育行政についてです。1つ目は、特別支援教育について伺います。市内には校区の関係で、知的障害児入所施設から転入する生徒を受け入れる中学校がありますが、現在はどのくらいの生徒さんが転入され、受け入れる学校としてはどのような教職員体制を整えているのか、現況について教育長に伺います。

2つ目に、本市のGIGAスクール構想のあり方について、ICT教育を支える人員について伺います。1人1台のPC端末が揃い、ICT支援員も配置されたところであり、Googleクラウドサービスも利用できるようになったことは大変先進的なことと思います。そこで、これらのクラウドサービスについて、生徒や家庭に指導する人員はどのようなになっているのでしょうか。このことについて教育長に伺います。

●市長板東知文君（登壇） デジタル技術の推進についてであります。現在、本市におけるデジタル化の取り組みにつきましては、市内のデジタル格差の解消を図るほか、GIGAスクール構想やICTを活用したスマート農業技術の導入を推進するため、国の交付

金等を活用し、光回線のサービスエリアの市内全域への拡大を進めているところでございます。ポストコロナ時代を見据え、社会のデジタル化は、ますます重要な課題と認識してございまして、本市におきましては、今後とも、国や北海道の取り組みを十分踏まえながら、本市の「美唄市情報化推進計画」に基づき、デジタル化を進めることとしているところでございます。

次に、ポストコロナに向けた地域資源の活用についてであります。観光施策の考え方につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にインバウンドや国内旅行客が激減し、人との接触を避け、地方の規模の小さい宿を選択するなど、旅行スタイル、旅行先の選択そのものが大きく変化している状況であると思います。また、インバウンドに過度に依存してしまうと、コロナ禍のように非常に厳しい、また、それに対する打撃が非常に大きいことと思っておりますけれども、こういったグローバル化の時代の課題を見据え、観光といった流れもやはり地元ローカルから出発して、経済循環を創っていくといった地方志向への考え方に切り変わり、そういった中で地方の持つ豊かさや個性、風土的、文化的特徴や多様性に人々の関心が、いわゆる地元志向、地方志向、こういった流れになっていると認識しているところでございます。このような中、本市の地域資源は自然や田園風景、食、農、アート、これらを活かした体験など、明瞭な四季が織りなす自然環境の中で滞在できる、すばらしい地域資源を多く有していると考えております。このようなことから、ポストコロナにおいて

は、良質で魅力的な地域資源となるよう磨き上げ、滞在環境づくりを継続することが関係人口の創出や田園回帰に結びつく、持続可能な施策と考えており、こうした考え方のもとに、第7期総合計画を策定し、産業振興計画や観光ビジョンとも整合性を図りながら、地方創生推進交付金事業などに取り組んできたところでございます。

次に、推進体制のあり方につきましては、こうした滞在環境づくりに向けて、多様な関係団体や観光に携わる事業者を主体とした、全市的な観点からの組織づくりを進めているところであります。市としましては、この組織が中心となって地域資源を磨き上げ、滞在人口やリピーターを含め、関係人口の創出、拡大を推進するため、先ほど申し上げました若い世代のローカル志向や国内における地域志向に沿った選ばれる地域づくりを進め、またポストコロナ社会において、地方分散型という大きな流れに即し、地域内で人、物、金が循環したコミュニティー経済の構築など、地域資源を活かした地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、特別支援教育についてでございますが、特別支援学級は特別支援学校に比べ、障害の程度が軽く、通常の学級における指導では、十分な成果を上げることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校及び義務教育学校に必要な応じて設けられる、特別に編制された学級となっております。本市の特別支援学級は16学級、54名の児童生徒が在籍しており、学級の種類といたしましては、知的障害、肢

体不自由、病弱、身体虚弱、自閉症、情緒障害の学級を設置し、市内の知的障害児入所施設からも6名の生徒が在籍しているところです。また、障害のある児童生徒の教育につきましては、その障害の状態や、能力・適性等が極めて多様であり、一人一人に応じた指導や配慮が特に必要であるため、学級編制やその他、教職員配置について、特別の配慮がなされているところであります。

次に、小・中学校の特別支援学級の学級編成及び教職員定数につきましては、いわゆる義務教育標準法で定められており、本市の小学校の例で申し上げますと、特別支援学級は3学級で、教職員定数は加配教員を含め、6名体制となっております。障害のある子どもについては、一人一人の障害の状態に応じた教育的支援を行うことが必要であり、そのためには、まず保護者、学校や教育関係機関と一緒に子ども一人一人のニーズの把握に努めることが大切であると考えております。教育委員会といたしましては、そのニーズに応えるために、今後とも学校に対し、児童生徒に寄り添った、きめ細かな指導計画を作成するよう指導するとともに、保護者や教育関係機関と連携しながら、特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、GIGAスクール構想についてであります。本市では、国の第3期教育基本計画の「2018年以降の学校におけるICT環境の整備方針」に基づき、学習者用コンピューターや電子黒板、無線LANの整備など、計画的に小中学校のICT環境整備を行ってきたところであり、校内にICT機器が整備されることで、操作の習得やICTを活用した

授業改善、機器の設置基準等、新たな業務が発生することから、各校に1名のICT支援員を配置し、教員のICT活用の支援を行っているところであります。また、ICT機器にトラブルが生じたときは、教育委員会内に配置しているGIGAスクールサポーターが対応するなど、学校と行政が一体となった運用に努めているところであります。

次に、Googleスイートのクラウドサービスの導入についてであります。児童生徒が学校で作成したレポートや個別に収集した資料や写真をグループで共有ができることや、クラスルームを利用することにより、教員から児童生徒への課題配布や質問の受付、課題の提出状況の確認や採点などをクラウドサービス経由で行ったりすることも可能となっております。今後、タブレット端末の持ち帰りが可能となった場合には、児童生徒が自宅でもアカウントにより利用ができ、授業で作成したスライド資料やレポートなどをドライブに保存し、児童生徒が自宅で振り返り学習をすることが可能となり、これらの指導につきましては、各学校のICT担当教員が行っているところです。教育委員会といたしましては、GIGAスクールサポーターや外部講師の活用により、校内研修の充実に努め、教員の教材研究が円滑に行うことができるよう、取り組んでまいります。

●7番川上美樹議員 自席より、再度お伺いをいたします。

大綱1点目のデジタル技術の推進についてですが、内閣府で掲げたスーパーシティー構想については、北海道では現在、更別村が申請に手を挙げ、村全体のデジタル化に向けた

インフラ整備を計画していると伺っております。特に、リモート事業やリモートワークの必要性は、私はコロナ禍の中、ど真ん中の事柄だと思います。そのためには、学校や職場以外で授業や仕事ができるよう、まずは、高速W i F iなどのインフラを早急に整備することが必要だと思います。私は、国の標準を押しつけられるという考えではなく、あくまでも、本市の課題解決に力を発揮させるようなデジタル化の推進を行うその手段として、国から示される構想や財源措置を見逃すことなく取り組んでいただきたいと思うところです。このスーパーシティ構想では、コロナ感染に関する交付金を活用し、10分の10という財源措置の内容となっております。ぜひ今後も注視していただきたいところですが、改めて市長のお考えを伺います。

大綱2点目の観光行政について、再度伺います。本市の観光振興に繋がるあらゆる資源、例えばアルテピアッツァや炭鉄港に関連するもの、温泉、スポーツ施設、食べ物や農業体験、田園風景、そして時期によって見るもの、体験するものも違ってきます。これらは市内に点在しているので、まずは個々のものを見直し、整備を行い、それらを線で結び、面にすることで、その輝きは何倍もの効果を発揮するものと思います。旧東栄小学校や旧南美唄小中学校など、校舎の利活用や未利用地、まだ使っていない土地も含めて、持続可能な観光施策を考えていくべきだと思います。それには、施策をコーディネートしていく組織体制づくりが何より大事であり、早急に取り組むべきと考えます。これらについて、改めて市長の考えを伺います。

大綱3点目の教育行政について再度お伺いいたします。初めに特別支援教育についてですが、障害のある子も、そうでない子も、ともに学ぶという教育の観点から近隣の知的障害者入所施設からの転入を受け入れ、学習を進めていくことは大変有意義なことだと思います。現在も大変熱心に学校と教育委員会とで取り組んでいると伺っております。これをさらによりよい指導体制として確立するため、長期的展望で考えると、教育委員会の指導室内には教職経験のある人材の登用も必要ではないかと考えますが、改めて、これらについて教育長に伺います。

次に、G I G Aスクール構想でのI C Tを担う人員についてですが、1人1台の端末を使用することが出来ておりますが、クラウドサービスの利用の仕方について、生徒や家庭に指導するのは、教職員ではなく、知識のある専門家や経験豊富な地域の方をお願いするなど、検討するべきではないでしょうか。私は、教員がこれらを担うとなると、かなりの負担増になると思います。教職員は、コンテンツの作成、つまり教材づくりに専念してもらい、職務以外の業務を増やす事はしない方がいいと考えますが、このことについて再度、教育長のお考えを伺います。

●市長板東知文君 初めに、デジタルの推進についてであります。国のスーパーシティ構想の特区指定につきましては、全国31団体の応募がございまして、その全てにおいて提案の再提出を求めるといった非常に厳しい評価が国から下されたところでございます。こういったことを含めて、ポストコロナ時代のデジタル化は、あくまでも手段だと思って

ございます。問題はデジタル化を使って何をするのかということで、内容が重要だと考えてございます。そういった観点から地域の課題解決に向けてどのように活用していくか、本市の現状を踏まえながら先ほど言っていたスーパーシティ構想、それについても十分、検討してまいりたいと考えております。市のデジタル化につきましては、今回のコロナということで、日本国内の課題としてまずデジタル化と指摘されているところでございます。本市におきましてもコロナ対策の国の補正予算を活用しながら、先ほど言いました農村地区を中心に光ファイバー、こういったインフラを敷設して、現在約7億を超える金額でもって、整備を進めているところでございます。また、農業分野では農業基盤整備に合わせて、その後、基盤整備の効果をより高めるために、スマート農業導入を進めているところでございます。去年、今年とスマート農業の設置に向けた助成措置も講じてございますし、さらには、農林水産省に職員を1名派遣しまして、まさに国のスマート農業推進班、その部署に職員1名を配置して、国との十分な連携のもと、本市の地域資源を生かすという意味でのスマート農業化に取り組んでいるところでございます。こういったことで、デジタル化についてはもちろん必要なことでございますけれども、やはり美唄の今進めている内容に即した地域性を生かすという観点から十分これからもデジタル化について、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、美唄の特色ある地域資源の活用についてでございますが、やはり政策の効果といったのは、個々の単発じゃなくて、相乗効果、

全体的な力を発揮することが1番大事だと考えています。そういう意味では、個々の施策の繋ぎ合わせということではなくて、面的にも、立体的、重層的にも、これまでにない新たな地域資源の創出に繋がるものと考えております。また、こういったことを実施するマネジメント主体組織づくりにつきましては、現在、その方向性について美唄の観光物産協会、それから商工会議所などとの関連団体のほか、観光に携わる事業者と現在、協議を進めているところでございます。ポストコロナと言いますか、世界的規模でやはり人間の暮らしのあり方が問われるという中で、こういった流れもしっかり踏まえながら、しっかり美唄の地域資源を活かした、コロナ禍でも美唄にふさわしい今後のまちづくりに大きく繋がるような流れ、こういったものにしっかり取り組んでいきたいと考えています。また、そのための組織づくりについても十分、意義を持って取り組んでまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君 特別支援教育についてでございますが、学校や保護者は早期から養育や教育について、様々な機関に相談し、助言を得ながらもなお、悩みや不安を解決出来ない場合もあり、このような悩みや不安に応えるため、教育委員会はもとより、医療、福祉等の専門家や専門機関による適切な教育相談の体制を整えるとともに、必要に応じて、児童相談所、障害者通所支援事業所等の関連機関との連携・協力も重要だと考えております。こうした取り組みをさらに推進するためには、指導室の職員体制の充実が必要であると考えておりますが、教育委員会全体の重要課題や

業務量などを十分考慮しながら、今後とも適切な人員配置について、市長部局と必要な協議を行ってまいります。

次に、クラウドサービスの指導についてですが、教育委員会といたしましては、特定の教員が業務の負担増とならないよう、十分配慮するとともに、GIGAスクールサポーターやICTボランティアを活用するなど、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、努めてまいりたいと考えております。

●7番川上美樹議員 再々質問を1つさせていただきます。

先ほどご答弁いただきました、スーパーシティ構想についてですが、全国31の市町村が公募し、全て再提出が求められたということですが、私はデジタル化推進のための大型のインフラ整備を行うためのスーパーシティにおける交付金が10分の10であるということから、厳しい審査が行われるのも当然だと思います。令和3年度は既に4月半ばに公募が終わっておりますけれども、第2回目、第3回目、また、さらに臨時特別臨時交付金等もよく今後注意して見ていただきたいと思います。現在、政局がどのように変わるかわかりませんが、こういったものには十分に遅れをとらないように、取りこぼしがないように見ていただきたいと思います。私はあくまでもこのスーパーシティ構想における国の施策を押しつけられて受けるものではなく、本市の市民の実情に応じたデジタル化の推進のために、ぜひ、挑戦していくというような気持ちで取り組んでいただきたいと思います。改めて市長のお考えを伺います。

●市長板東知文君 これから国含めて、地方

もデジタル化を進めなければならない、そういった課題については十分、認識してございます。問題は、そういった取り組みが本当の意味で地域の活性化となり、地域振興に繋がるかどうかということだと思ってございます。これまでも過去の事例で、いろんな形で国の施策を受けたばかりに、結果的にそれが重荷になって、その効果を果たせないといった事例も多々あることとございます。そういった意味から、もちろん国の施策を十分活用しながら、有利な財源を付けて地域振興を進める、もちろん大事な視点でございますので、今後もしっかり取り組んでまいりたいとございます。

デジタル化につきましては、先ほどおっしゃったとおり、スマート農業、それから、さらに地域資源を生かした、全国にも注目されている雪冷熱を活用したホワイトデータセンター構想、これも非常にSDGsなり、それから脱炭素社会、2050年、国が進めているそれに合致した非常に美唄のデジタル化に向けて大きな取り組みだと考えてございます。こういった取り組みも含めて、しっかりと時代の流れ、それから国の施策の動向を十分踏まえながら、本市にとって必要な地域資源を生かしたデータ作りを今後ともしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

●議長金子義彦君 次に移ります。

4番山上他美夫議員。

●4番山上他美夫議員（登壇） 大綱2点について市長並びに教育長にお伺いいたします。

まず最初に、放置された空き地、空き家の対策について市長にお尋ねいたします。市内には、700件近い空き家があると聞いておりま

す。私は、2019年の7月に議会で増え続ける空き家、空き地について、市がしっかり管理をして、流動性が生まれるように管理をすべきであると質問しました。また、国でも空き家、空き地の増加を問題視して、次々と対策を打ち出しております。今現在、市内には全域にわたって空き家、空き地が目立ち、さらには、空き家予備軍らしき民家も数多く見受けられていますが、一方で、新築の住宅も散見され、居住地域のサイズに変化はなく、今後、人口が減少しても、除雪や生活インフラの行政コストを削減出来そうにはありません。その解決策として、コンパクトシティー構想がありますが、国も空き家等対策の指針に関する特別措置法やランドバンクの活用など、先進的な管理不全土地等の対策の支援といういろいろな施策を打ち出しております。私は、その解決策として、中心地域の空き家、空き地の流動性を促すことが最も有効な方法であり、行政が率先して、中心地域の空き家、空き地の流動性を促進する活動と施策を行うべきであると考えております。国土交通省が定める空き家対策等特別措置法では、6項目の対策を定めております。空き家の実態調査、そして空き家の所有者への適切な管理の指導、さらには、空き家の跡地、つまり空き地についての活用促進、そして適切に管理されていない空き家を助言、指導、勧告、命令ができる特定空き家に指定することができ、罰金や行政代執行を行うことができる、これらの行政措置が可能となっております。こうしたことを踏まえた上で、空き家は都市建築住宅課が担当しているものの、空き地については、空き地の環境保全に関する条例に基づきまして、

生活環境課が担当しており、担当が分かっているのが現状であります。このような状況も美唄市の都市計画や都市整備の障害になっているとも考えております。空き家は、放置すればいずれ空き地となり空き家の流動性を促進することが空き地の増加を止め、さらには、空き地も同じく流動性を高めて、中心部のスポンジ化を食い止めることがまちの魅力に繋がることであると考えております。空き家、空き地バンクの充実も大変重要なものとなりますが、その意味からも空き家、空き地の管理、さらには空き家、空き地バンクの運用も含めて、空き家、空き地を統括する専門組織を明確に確立した上で、空き家、空き地の解消を進めるべきではないかと思っております。

そこで質問ですが、1番に空き家、空き地の固定資産税の滞納件数と滞納額はいくらあるのか。2番目に、滞納者に対する請求と督促はどのように行っているのか。3番目に、空き家、空き地を統括する専門組織を立ち上げる考えはあるのか。以上3点について市長にお伺いいたします。

続きまして、旧理美容学校の除却後の手続きについてお尋ねします。8月の臨時会で、旧理美容学校の除却について、行政代執行により解体、整理するとありましたが、解体、整地した後の手続きについてお伺いいたします。前回の臨時会における市の説明では、初めに解体工事費用の請求を行い、その費用回収が見込めないと判断した場合、旧理美容学校が所有する土地、およそ850平方メートルの差押えを進めるとの答弁でありました。私は、旧理美容学校の管理義務者に対して、解体工事費の請求を行うことは、当然のことであり

ますが、その一方で、もし仮に一向に費用の回収が目途が立たず、解体工事費の費用1,900万円が損金となった場合には、そのことが前例となり、それを知り得た市民は同じように解体しないまま放置家屋が増えるものと感じております。さらに、いつまでも解体工事費用の回収にこだわっていたとするなら、その後の跡地利用も進まず、中心地区の荒廃にも繋がると思います。それがゆえに、私はあえて費用回収が難しいと考えられる場合には、できるだけ早急に費用回収には見切りをつけ、土地の差押えを行い、前回の議会での市の答弁もありましたように、跡地利用を進めた方が西側市街地の賑わいづくりに必ず役立つものと考えております。例えば、理美容学校の跡地には現在、市が検討作業を進めている市営住宅の移転集約に関する一部の建設などもある方法の一つではないかと考えられるのではないのでしょうか。これらのことを鑑みて、次の2点について市長にお伺いします。

今後の工事費用回収と、さらには工事費用回収を断念した場合の土地の差押え手続きに関する市の方針、及びそのスケジュールについて。2番目に、旧理美容学校跡地の今後の利用について、素案や計画があるのか、以上の2点について市長にお伺いいたします。

大綱2点目、高校支援について教育長にお伺いします。本年6月の定例会会期中に尚栄高校のPTA会長と校長が各議員会派を訪問されて、高校支援の要請をされました。私たち会派3名は、6月28日に尚栄高校を訪問して、授業や部活の状況を視察し、生徒たちが充実した高校生活を謳歌している現状を肌で感じ、尚栄高校の存続の必要性を実感したと

ころであります。島根県に高校を核とした地域活性化を研究している一般財団法人地域教育魅力化プラットフォームという組織があります。その団体の調査によれば、高校がもたらす地域への効果は、人口減少の抑制や地元経済への貢献、さらには税収の増加があるという研究結果を発表しており、さらには、高校魅力化に対する市町村の財政負担を加味しても、十分な効果があるという結論をしております。高校の必要性を定義しております。さらには、全国で高校の魅力化の推進を行う自治体が増えており、文部科学省は、地域と協働による高等学校教育改革推進を図っております。北海道教育庁がまとめた令和3年4月1日現在の道内市町村の高校魅力化に向けた支援策の調査結果では、道内公立高校で100万以上を支援している市町村が113高校に及び、そのうちの1,000万以上が28件、そして2,000万以上が7市町村、そして3000万以上が7市町村、鹿追町にいたっては5,500万円、足寄町にいたっても1億1,000万円もの支援をしております。これらの支援内容は、入学支援金、通学助成金、制服の補助、教科書無償提供、部活支援、資格習得支援、奨学金支給、国内外研修費補助、市内就職祝い金、さらには、道内6つの町で学力向上のための公営塾の運営を行い、地元高校の生徒確保と高校の存続の努力を行っております。高校の現状は、少子化による生徒数の減少や年収590万円以下の世帯での私立高校の授業料は実質無償化などで公立高校への進学が減ったことなどにより、高校の統合や廃校が進んでおります。クラス編成では、1クラス40人で、尚栄高校は現在1年生が47人で2クラスですが、中途退

学等で40人を割り込んだ場合や、新入学生が40人以下の場合には、現在の定員80人が今後40人に削減されることになります。聖華高校でも同様で、年を追って生徒が減少している状況であります。その意味で、入学希望者の増加を図ることは必須条件であり、多くの市町村が新入学生に対する支援を手厚くしております。美唄市が行う今年度の高校支援は、尚栄高校、聖華高校の2校で総額が僅か75万円であり、1校あたりにすれば、僅か35万円であります。私は、今年3月の定例会の一般質問でも、高校支援のために1億5,000万ある青少年育成基金の一部を使えないかと質問いたしましたが、いま一つ明確なご返事はいただけませんでした。来年度の高校受験活動はもう既に始まっており、高校生人口が減少する中、新入生の獲得はどこの高校も熾烈な競争の中にあります。受験生が定員に満たず新入生が減少していけば、道教委からの定数削減の指導も想定されます。これらの状況を踏まえて、美唄市として市内高校の存続に対する考え方と、今後の支援策については、どのように考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

●市長板東知文君（登壇） 空き地、空き家についてであります。初めに、空き地、空き家の固定資産税に関する滞納件数と滞納額につきましては、固定資産税といったものは所有者に対し、課税することから、現在は把握してないところでございます。なお、令和2年度決算の固定資産税の全体の数字で申し上げますと、滞納額100万円以上1,000万円未満が10件で、金額は2,578万4,767円。また、1,000万円以上が2件で、金額が5,471万5,223

円となっております。

次に、滞納者に対する請求と督促の実施状況につきましては、納税義務者への税額を通知後、納期限までに納付がない場合には、納期限後30日以内に督促状を発送して、未納であることを本人へ知らせております。その後においても納付がない場合には、郵送による催告書の送付や直接電話などにより、催告を行い、早期の対応に努めているところであります。

次に、空き地・空き家対策につきましては、担当部署としまして、現在、都市整備部が中心となって、関係部局による横断的な協力体制のもと、必要な対応にあたっているところであります。今後とも、庁内の「空き家等対策検討委員会」や、民間の有識者で組織する「空き家等対策協議会」での対策を基本に、相談に来られる市民の皆様の空き家問題に適切な対応ができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、旧理美容学校の除却後の手続きについてであります。費用の回収につきましては、行政代執行法に基づき、要した費用の額及び納期限を定め、同校代表清算人へ文書をもって、費用の請求を行うこととしております。市としましては、これまでの対応として、本年の7月及び8月の2回にわたり、代表清算人と直接お会いし、代執行に至る経緯や目的及び除却費用について請求させていただくことを説明し、その内容について、ご理解をいただいたところであります。なお、費用の回収につきましては、納付がなされない場合には、国税の滞納処分の例により、手続きを速やかに進めてまいります。

次に、今後の跡地利用につきましては、この度の代執行は、地域住民の安全安心の確保を第一として、緊急的に行ったものであり、土地に関しては、市有地と民有地が混在していることから、土地の権利関係を整理した後に検討してまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君（登壇） 市内高校存続に対する今後の支援策についてであります。尚栄高校と聖華高校はそれぞれ特色ある学科を有している道内でも数少ない高校であり、本市の将来を担う人材育成や地域の活性化など、両校の果たす役割は極めて大きなものがあると考えております。しかしながら、令和3年度における入学者数は尚栄高校が80名の定員に対して47名、聖華高校は定員80名に対して64名で、両校とも定員を下回っている状況で、聖華高校は2年連続、尚栄高校については、5年以上定員割れの状況が続いているところであり、中学校卒業者が減少していく中で、定員を確保していくためには、学校における教育活動を理解してもらい、学校の魅力を知ってもらうことが必要であると考えております。このため、市内高校と中学校の先生による進路指導に関する懇談会の開催や、1日体験入学、部活動での交流のほか、尚栄高校の施設・設備を利用した市内中学校との授業交流などを通して、学校への興味・関心を深めていただく取り組みを行っているところであります。高校への支援策といたしましては、高校の生徒数の確保に繋がるよう、平成28年度から青少年育成基金を活用した高校の教育活動に要する経費の一部補助を行っているほか、就職活動への支援として、地元就職応援合同企業説明会やインターンシップ授

業を開催しているところであります。また、今年度、新たに食農教育の一環として、尚栄高校と連携し、本市の地域特性や優位性を生かしながら、食と農を連動させた特産品開発の取り組みなどを通じて、魅力ある高校づくりに向けた支援を行っているところであり、今後もこの支援を継続してまいりたいと考えております。

●4番山上他美夫議員 自席から3点、再質問させていただきます。固定資産税の滞納額は相当な額になっていることに驚きますが、空き家、空き地についての固定資産税滞納については空き家には居住していない、空き地は利用していないということなので、税金の滞納者が固定資産税を納めなければ対価として差押えを行っても、所有者が生活に影響を受けることはなく物件の流動性を促すことが、まちの活性化に繋がることと考えますが、固定資産税の滞納について、いかがお考えか、市長にお尋ねします。

次に、空き家、空き地の専門組織については、関係部局が一体的に連携すると言われておりますが、組織間連携はとても難しいことであり、常に問題となっているテーマでもあり、言葉では関係を強化するといっても、空き家、空き地問題を解決するには課題が多いと思います。人口減少より、ますます増え続ける空き家、空き地問題は都市再生の重要課題として、国や地方自治体で様々な対策が練られていますが、専門組織の立ち上げについて、一歩踏み込んだ考えはないのか、再度市長にお伺いいたします。

続いて、高校の答弁で市内2高校の定員割れを説明しておられましたが、尚栄高校につ

いては、1クラス40人の定員割れ寸前の状態であり、次年度入学生徒数が40人を切った場合には、2学級が1学級に削減という指導がなされ、さらには、生徒数の減少で学校では野球やバスケットなど体育系や音楽系のクラブ活動まで影響が及び、高校の魅力化に影を落とします。7日の北海道新聞でも、空知管内の公立高校配置計画について記述があり、どこの自治体においても、高校の存続に力を入れている記事でしたが、近隣市町村に比べても、美唄市には高校存続に対する熱意を感じられない気がしております。次年度高校入試活動は既に始まっていますが、ここで高校支援の対策を打ち出さなければ後々には後悔先に立たずということになることは目に見えております。青少年育成基金が令和元年には1億1,000万円、令和2年度が1億5,000万円、今年度末には多分2億円を超えると予想されますが、この基金の使用額は昨年に僅か351万円にしか過ぎず、高校支援もそのうち僅か75万円であります。この基金が宝の持ち腐れに終わるのか、打ち出の小づちとなって、まちの活性化に繋がるのか、教育長の英断をいただきたいと思いますが、改めて教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。

●市長板東知文君 滞納者に対する滞納処分についてであります。地方税法の規定のもと、滞納者に対しては納税相談の交渉経過やその履行状況、財産状況や生活状況などを的確に判断した上で、給与や預貯金などの債権を中心に、滞納処分を実施し、不動産に関しても案件ごとの実情を踏まえ、実施しているところでございます。今後も、適切な滞納整理を執り進めることで、空き地、空き家の解

消にも繋がっていくものと考えているところでございます。空き家対策につきましては、昨年度の豪雪により、多くの空き家が損壊した経緯を踏まえ、本年度から開始した、不良住宅への解体助成に続き、新たに空き店舗、空き事務所を追加する等、対象範囲を拡大することで、本市の空き家解消に向けた対策に取り組んでいるところでございます。空き家問題は、全国市長会においても深刻な課題として現在、国に対してその対策に要する財源も含め、様々な改善策を要望しているところでございます。市としましては、今後とも国の動向等を注視しながら、組織体制の整備も含め、必要な対策に取り組み、市民の皆様の安全安心な生活環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君 市内高等学校の支援策についてであります。高等学校の存続については、それぞれの特色ある教育活動を理解してもらい、学校の魅力を知ってもらうことが重要であると考えており、これまで継続した支援を行ってきたところであります。高等学校の存続は、大変重要な問題であると考えておりますことから、支援の拡充等につきましては、高等学校の意向もお伺いしながら、市長部局とともに必要な対応について協議、検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、両校の魅力の発信に努めるとともに、美唄らしい支援のあり方について引き続き検討を行い、生徒たちが「郷土愛」と「新しい時代を生き抜く資質・能力」を育むとともに、美唄の高校で学んでよかったと思っていただけるよう、しっかりと支援

してまいりたいと考えております。

●10番紫藤政則議員（登壇） 2021年第3回定例会にあたりまして、私は大きく2点について、市長並びに教育長にご質問したいと思います。

質問の1つ目は、産業の振興策についてであります。内容は再生可能エネルギー、これは様々な再生可能エネルギーがありますが、その中の水力発電についての美唄市における可能性についてお尋ねをしたいと思います。美唄ダム美唄川水系及び、農業用水路を活用した水力発電事業を起こし、再生可能エネルギーによるまちづくりに挑戦することについての考え方についてであります。美唄ダムは、でき上がってから既に39年経ちました。80億を超える大事業でありまして、10年の歳月を要したわけであります。そのダムの目的は当時、北海道においての施工でございましたが、初めての多目的ダムでございました。受益地域は美唄のみであります。この供用開始当時は上水道取水、面積取水容量といいましょうか、工業用水道が1万トンでございました。その他に、農業用水としての役割もあったわけであります。月日が経ちまして、現在、美唄における上水道の言わば使用許容額といいましょうか、これにつきましては、7,750立米、工業用水道は1,000立米ということで、大きく用料が減っているわけであります。あわせて、工業用水につきましては、工業用水道事業そのものの役割というのを見て、いずれ工業用水が廃止になるということも計画にあるようであります。私はこの美唄ダムの状況を見て、さて、ダムの水はいずれどうなるんだろうかという思いに駆られたわけであります。

この水を有効に活用することは出来ないだろうかという思いでお尋ねしたわけであります。そこで具体的にお尋ねいたしますが、このエネルギー、これは電力の他にもエネルギーの定義に該当するものでございますが、美唄から域外にお金が流れていく大きな要因の一つと言われております。このエネルギーの需給をすることで、市内経済の波及効果がどうなるか。産業の活性化に繋がっていかないのかどうなのか。これらの認識をまずお尋ねをしたいと思います。

2つ目は、再生可能エネルギーに関するまちづくり計画上の位置づけであります。ホワイトデータセンター構想というのは、広く知られた内容であります。一方、平成15年に美唄市にまとめられた、これは井坂市長当時でありますけれども、新しいエネルギーに関する研究所、計画書、これらが認められたと記憶をしています。さらに、今年から始まります新たな総合計画、産業振興計画、これらの中で美唄における再生可能エネルギーに関する計画上の位置づけがどうなっているか、お示しをいただきたいと思います。

3つ目ですが、現在の地球温暖化、こういう大きな規模の問題がございます。日本も重い腰を上げて、2050年までにCO₂の排出を削減する、0を目指すといういわゆる2050年カーボンニュートラルと称するこれらの宣言がされたわけであります。美唄において、これらを受けた実現に向けた取り組みをどのようにしようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

大綱の2点目は、教育行政、教育長にお伺いいたしますが、市内の道立高等学校への支

援についてであります。この項目につきましては、ただいま山上議員からるるご発言がありまして、教育長から考え方が述べられたわけであります。議長にお願いを申し上げますが、全てにわたって重複した発言は避けたいと思いますので、これらに関連して、教育長にお尋ねをしたいことが1点、市長、教育長への支援要請に対する対応についてであります。先ほどの発言にもありましたが、6月9日に市長、教育長に支援要請があったという報道がなされました。私も直接その要請を受けております。文字どおり尚栄高校につきましては、危機的な状況にあるという内容でございました。40人を切ることによる影響も山上議員からございましたが、これは2間口が1間口になるという問題だけではなくて、学校の存立に関わります。尚栄高校は、空知管内唯一の総合学科を標榜する高等学校であります。市内における美唄東高や美唄工業高校、そして美唄南高校、これらが結果として一つになってできた高校ですが、新たに高校のありようについては、衣替えをしたわけがあります。ある種の時代のニーズに合った高校ということに理解をするわけですが、なかなか市民の皆さんに尚栄高校に関する認識が広まっているかどうかという、少しく課題が残っているような気をいたします。いずれにしても、尚栄高校の卒業生、市内の事業所に9人就職をされています。地域に残って、地域の振興に寄与していただいているという実態があります。あわせて、6割が市内通学ですが、遠くは札幌、江別、芦別からも通学をされている方がいまして、4割の方が市外通学と聞いています。支援のあり方についま

しては、先ほどのご答弁で学校の魅力を発信する、こういった支援を継続していきたいということであります。私は、既に中学校であれば2年生の3学期には進路指導でどうするか、これを決めるということであります。高校もそれぞれ営業活動に入ります。前に美唄高校の先生にお聞きしたことがあります、入学いただく中学にお邪魔をして、そして高校の魅力とともに、地元の支援策について説明をして、そして1人でも入学いただくように活動を展開するということをお願いいたします。この市長、教育長に対する陳情書には令和4年、いわば来年度のことについての危機感を持ってございました。先ほどの質問にもありましたが、6月から今日までかけて、新聞紙上はどこも高校の再編についての厳しい内容の新聞報道がなされています。そして一度、道教委の方向が出ると、これをひっくり返すのは至難の業であります。過去の高校問題対策協議会、これらは問題が起きてから腰を上げるということでございます。私は、ぜひ素早い対応が必要だと思います。各管内の学校に対してどんな支援を地元自治体がしているのかということにも、山上議員が触れました。究極は保護者の負担の軽減、こういうことに繋がっていくケースが住々であります。そして財源の話がございましたが、過疎事業債を適用している。そうして多額の支援をしている。こういう事例が多くあります。さて、この保護者の経費の削減に向けた取り組みが果たして常道かどうかというのはあると思います。ましてや高校は、義務教育ではないわけであります。しかし、既に高校の進学率を見ても、義務教育化がされている。

それから美唄の企業においても、尚栄高校の卒業生に対する期待が強い。さらに、我が会社へ勤めてほしいという声も私は直接お聞きしたことがあります。この際、四の五の言ってられないのではないのか。手遅れにならない対策を講じる必要があるのではなかろうか。先ほどの趣旨と同じでございますが、財源のことをお示しいたしましたけど、早めに地元高校を預かる自治体として、しっかりとした支援策を講じますと、こういうことを内外に示して、そして学校の存置に向けて、お取り組みをすべきだろうと私は率直に思うわけがあります。美唄から高校の火を消さない、聖華高校とのバランスもあるかと思えます。しかし今、危機的な状況に陥っているのは尚栄高校であります。この辺ぜひ、踏まえた支援要請に対する対応であっていただきたい。あわせて9月に陳情があって、3か月経過した。これらはしっかりと行政として応答義務が必要であり、いつかいつかとお待ちだったかもしれない。それと教育行政ではありますが、予算の絡む内容でもあります。市長の英断もまた伴わなければならない。この辺、私はそう思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。質問通告は教育長でありますので、教育長のお答えをいただきたい。

教育行政の2つ目であります。市立図書館のあり方であります。2017年のことでございますが、指定管理者の導入にあたりまして、美唄市教育委員会はパブリックコメント手続条例に基づいて、市民の皆さんにパブリックコメントをお願いいたしました。市立図書館の指定管理者導入に際しての意見で、私はこの時、議員ではありませんでしたけど、一市

民として、反対と打ち明けました。54名の方がこの指定管理者のパブリックコメントに関する意見が出たわけでありまして。ほとんどの方は、非常にご心配の方ばかりでありました。導入をされて4年目でありますから、来年はどうなりますか、更新の時期になるんでしょうか。5年ですからもう1年、5年の指定管理者制度の期間がありますけども、その際、パブリックコメント手続条例に基づいて出てきた意見に対して、教育委員会から応答がありました。ご心配の向きはこういうことで心配ありませんよと。大体、図書館運営に必要ないよというようなことでありました。これらのことが、さてその評価どおり行われたのが1つ、検証をさせていただければと思っております。そこで、改めて市立図書館というのは、法令上どんな役割があるのかという教育長のご認識。それから2つ目には先ほど申し上げました、パブコメが回答どおり、もくろみどおりに実行出来ているのか、検証と評価。3つ目には、毎年、指定管理者には勤務評価が課されています。モニタリング評価と申しますが、これらの状況と市民参加で図書館運営をしていくということが、このモニタリング評価で可能なのかどうか。こういったことも含めた状況について、お聞かせをいただければと思っております。それから、図書館に関する最後でございますが、司書補の配置条件でございます。図書館職員体制の現状と職員の安定雇用に関しての考え方についてお尋ねをしたいと思います。

教育行政の最後でございますが、学校図書館のあり方についてお尋ねをいたします。学校図書館は、学校図書館法というのがありま

して、あわせて学習指導要領にも学校図書館についての文科省の考え方が示されているんです。学習指導要領も法令のジャンルに入りますので、これらの法令の役割について、法令上の役割についてのご認識をお尋ねしたい。それから2つ目は、司書教諭と学校司書の配置基準、これらも定めがあります。それらと現在の各学校における充足状況はどうなっているのか。3つ目には、学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数というのも示されていると承知をしていますが、市内の各小中学校における蔵書の冊数の現状、比較をしてお示してください。それから、最近の新聞でも学校図書館に新聞をとという広告が大きくでております。毎年この時期になるとです。そこには、交付税で措置されているんですよということが書かれています。これら、主に地方交付税の措置であります。美唄においてはどのような学校図書館に対する財源措置がなされて、そして実際に美唄市の決算上の状況、これらがどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。最後ですが、子どもの読書活動、これは子ども読書活動の推進に向けた計画書もあるわけであり。これは単に学校だけではないと思います。桜井市長さんのときにブックスタートといって、市が果敢に取り組んだ子どもに読書を親しむ絵本の配付がございましたが、これらも含めたものになろうかと思いますが、子どもの読書活動の現状がどうなっているか。それから、他市と比較して、美唄の子どもさんは本を読んでいるのだろうか、こういうことを比較したいと思いますので、状況についてお答えをいただきたいと思います。

●議長金子義彦君 紫藤議員に確認させていただきます。今ほど、一部通告内容の割愛があったと認識いたしました。それでよろしいでしょうか。

(紫藤議員がうなづく)

それでは、ただいま紫藤議員から申し出のありました質問項目の割愛につきましては、議長において措置いたします。

一般質問の途中でございますけれども、紫藤議員の一般質問に対する理事者の答弁は午後からといたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時10分 開議

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き会議を開きます。

紫藤議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

●市長板東知文君（登壇） 再生可能エネルギー水力発電の可能性についてであります。初めに、本市における再生可能エネルギーの取り組みにつきましては、平成9年に産学官の共同研究を目的に美唄自然エネルギー研究会が発足され、これまで雪冷熱エネルギーの研究や技術開発について、全国的にも先進的に取り組んできたところでございます。こうした研究成果により、これまで市内には13か所の雪冷房導入施設が整備され、現在では、空知団地においてホワイトデータセンターの事業化に繋がったものであります。このホワイトデータセンターでは、雪冷熱エネルギーの利活用のほか、廃熱を利用した食料生産事

業やバイオマス、太陽光などの再生可能エネルギーによる電力供給事業などの事業展開が予定されており、国連で合意されたSDGsの推進や、国で進めている2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現に貢献するものとして、各界から大きな期待が寄せられているところであり、本市の産業活性化に大きな役割を果たしていくものと期待しております。

次に、再生可能エネルギーに関する計画上の位置付けにつきましては、第7期総合計画及び産業振興計画、環境基本計画につきまして、SDGsへの取り組みとともに、地域の特性に合った再生可能エネルギーの利活用についての調査研究や開発を推進することとしております。

次に、国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向けた今後の取り組みにつきましては、自給自足とか地産地消、こういった観点から本市の特性を踏まえ、多様な再生可能エネルギーの可能性を調査、検討し、地域づくりへの様々な分野への展開を進めていく必要があると考えております。また、水力発電につきましては、道内においては、ダム式で12か所、ダム水路式で22か所、水路式で18か所などが稼働していると承知しており、農業用水路の活用した水力発電の事例もあることから、本市においても、水力発電の可能性について、現在、必要な資料収集など調査、検討をしているところであります。市といたしましては今後とも、本市の雪、水力、太陽光、バイオマスなどの美唄らしい地域資源を活かした多様な再生可能エネルギーの組み合わせによる脱炭素社会への挑戦に向けて、庁内関係部局や関係機関などとの連携により、し

っかりと取り組んでまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君（登壇） 尚栄高校からの支援要請に対する対応についてであります。令和3年6月9日付けで、尚栄高校PTA会長名による陳情書の提出があり、来年度からの入学生に対する教材の支給について要請があったところです。高等学校の存続は大変重要な問題であり、高校は本市にとって、なくてはならない存在であると考えております。そのため、何が必要か、何を充実させるべきかなど、支援の拡充等について、高等学校の意向をお伺いしながら、市長部局とともに必要な対応について、協議、検討を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、両校の魅力の発信に努めるとともに、美唄らしい支援のあり方について引き続き検討を行い、生徒たちが「郷土愛」と「新しい時代を生き抜く資質・能力」を育むとともに、美唄の高校で学んでよかったと思っただけのように、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、市立図書館のあり方についてありますが、初めに、法令上の役割についての認識につきましては、図書館法では、図書、記録、その他必要な資料を収集、整理、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することが目的であると認識しております。

次に、指定管理者制度導入の目的、考え方、パブリックコメントに対する回答内容につきましては、指定管理者制度を導入することで、図書館の運営コストの効率化を図るとともに、民間事業者の能力と活力を積極的に活用する

ことにより、市民サービスの一層の向上と図書館機能の拡充に努めているところであります。また、パブリックコメントに対する回答につきましては、平成29年度の意見募集の際にいただいた54件の意見のほとんどが、指定管理者制度の導入にあたり、反対するものであり、その理由は、公立図書館の指定管理者制度の導入例が少ないことや、本市の図書館規模であれば、収益事業が期待出来ないこと、司書の配置のこと、経費節減により安定した長期雇用が保障されないことなどの意見をいただきました。その回答といたしましては、市民サービスの低下や後退を招くことがないよう、指定管理者が行う業務の実施状況をモニタリング調査等によりチェックすることで、従前と変わることはないと回答しています。また、指定管理者には司書資格を有する職員の配置を義務づけるとともに、研修など職員の育成についても、「施設管理仕様書」に明記し、専門研修や業務研修により、資質・能力の向上を図りますと回答しています。

次に、検証と評価については、施設のサービスの履行に関し、条例や規則及び協定書・仕様書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認するため、モニタリング評価を行い、総合評価では、「管理運営の状況が仕様書等の内容に沿って、概ね適正」に行われており、良好と認められ、「A」評価となっております。モニタリング評価と市民参加のあり方につきましては、モニタリングの目的として、施設サービスの履行に関し、条例や規則及び協定書・仕様書等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認するものであります。また、安

定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかなどの監視に加え、現地調査及び管理運営状況の評価とともに、必要に応じ、改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でないと認めるときは、指定の取り消し等を行う一連の仕組みであります。このため、指定管理者による利用者アンケートでの市民ニーズの把握や月次報告のほか、人員体制や施設管理などの39項目について、自己評価並びに市が評価を行い、副市長を委員長とし、私や総務部長、学識経験者等から成る「指定管理者選定委員会」で審査することとしています。図書館職員体制の現状と職員の安定雇用につきましては、現在、司書を4名配置し、うち1名が館長を兼務するほか、事務職員4名が配置され、計8名の職員体制で管理運営しております。また、職員の安定雇用については、図書館の指定管理者の指定期間が5年間となっており、次回も引き続き指定管理者に選定されるとは限らないことから、必ずしも安定した長期雇用が保障されないといった面があり、地域等の活力を積極的に活用し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するためには、非公募の導入の検討が必要であると考えております。

次に、学校図書館のあり方についてであります。初めに、学校図書館の位置付けについてであります。学校図書館は学校図書館法において、学校教育に欠かすことの出来ない基礎的な設備であり、図書館資料を収集、整理、保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的とされており、学校に

は学校図書館の専門的職務をつかさどる司書教諭を置くほか、学校図書館の運営の改善、及び向上を図り、児童または生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校図書館の職務に従事する学校司書を置くよう、努めなければならないと規定されているところです。司書教諭につきましては、学校図書館法において学級の数が12学級以上の学校については設置しなければならないこととなっており、本市では、中央小学校、東小学校にそれぞれ1名ずつ配置しているところです。学校司書につきましては、制度上の設置根拠はなく、本市では、いずれの学校にも配置していないところです。

次に、学校図書館の標準蔵書冊数と蔵書数についてであります。令和2年度末では中央小学校が9,160冊に対して、5,443冊で達成率59.4%、東小学校が9,560冊に対して5,597冊で達成率58.5%、美唄中学校が9,600冊に対して6,597冊で達成率68.7%、東中学校が9,600冊に対して6,146冊で達成率64.0%となっており、各校とも標準冊数を下回っている状況にあるところです。

次に、学校図書費に対する地方財政措置についてであります。小学校分は211万5,000円、中学校分として190万円が普通交付税として導入されているところであります。これに対し、令和2年度における学校図書費の決算額につきましては、小学校が48万9,999円、中学校が39万9,920円となっております。学校図書館につきましては、読書センターとして学習情報センターとして重要な機能を有しており、また、新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を実現する場として、学

校図書館の活用が挙げられていることから、必要な予算を確保し、蔵書整備、さらには教育改善に取り組み、学校図書館の充実に努めてまいります。

次に、子ども読書活動の現状と他市との比較についてであります。本市の子ども読書活動の現状につきましては、令和2年に実施した「児童生徒の読書活動に関するアンケート」調査では、1か月に1冊も本を読まなかった不読者の割合は小学校の低学年で14.2%、中学年14.7%、高学年15.2%、中学生35.7%、高校生58.3%との結果となっております。また令和元年に全国学校図書館協議会が毎日新聞社との共同で全国の小・中・高等学校の児童生徒から抽出し、行った「学校読書調査」の不読率は小学生6.8%、中学生12.5%、高校生55.3%となっております。

次に、管内の岩見沢市と砂川市では、令和2年度にアンケート調査を実施しており、岩見沢市では、小学生10.8%、中学生21.3%、高校生41.1%、砂川市では小学生18.1%、中学生26.5%、高校生は実施していないところであります。この結果は、全国及び管内の他市と比較しても、本市は不読率が高いことが示されており、特に中学生、高校生はとて高い比率となっております。読書活動は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で重要なものであります。このため、「北海道青少年のための200冊」の推薦図書の情報提供を行うなど、読書活動の普及・啓発に取り組むとともに家庭、学校及び図書館との連携により、本市の全ての子どもがあらゆる機会や場所において、自主的に

読書活動ができるような環境整備や支援に努めてまいりたいと考えております。

●10番紫藤政則議員 何点かお尋ねをしたいと思います。

水力発電の可能性に関してお答えをいただきました。既に、この問題に関して関心を持たれて、いわば検討に入っておられるというお話でした。速やかな対応といいましょうか、これに感謝を申し上げたいと思います。実は最近、事業所の方とお会いする機会がございまして、ガソリンスタンドの若い経営者の話を聞く機会がございました。非常に危機感を持っていらっしゃるようで、2035年には、電気自動車に向けて生産が制約される。そして、新規国内新車販売全ての電動車に対する電気自動車競争が激しくなると、目標が定められたということでございます。電気自動車の時代に入る、あと僅かだということで、今後、業種がどうなっていくのか、仕事を続けられるのかどうなのか。何とか、この美唄でもエネルギー問題に関して、真剣な対応が出来ないだろうかというお話を直接お聞かせいただきました。私は、この2050年カーボンニュートラルというものの、どちらかという人ごとのように聞いておりましたけれども、やはり雇用や事業に影響してくる部分が多くございます。そこで、これ以前に地域内の経済の循環についてご議論をしたことがございました。美唄にはデータが少なく、これは2013年の地域経済循環図という、これは国のデータでございますが、美唄から域外に逃げている消費という話、296億円が地域外に出ているというデータもございました。具体的にどんなものが出ているかという詳しい資料はない

んですけど、やはりエネルギー関係というのが非常に多いと言われております。私はこの域外に流出するエネルギーに関する指数というものを、域内に取り込むという機会にしていいただければなと思うんです。時間はかかると思いますけれども、そこで、先ほど市長がご答弁ありましたように雪を利用した冷熱エネルギー、これは既に全国のトップリーダー的な役割を持っております。そこに、中心に水を添えていただきたいということでもあります。これはなぜかと言いますと、雇用に直結すると思います。新たな産業の創出と認識できると思うわけなんです。ただ私はど素人です。人の話を聞いたり本を読んだり、こういうことで知識を得るにすぎません。箸にも棒にもかからないことかもしれない。しかし、壇上でも申し上げましたように、美唄ダムは今150万トン、器に水があるわけがあります。そこに上水道と工水、これは、1万ずつ取水可能ということで確保している。そして農業用水であります。この工水なり上水がこれからどうなるかというのがありますけれども、これらの水をいかに有効に使うか、このことを地域にある資源を活用して、地域の中に雇用をつくる。そして経済の波及効果を高めていくということですから、非常に私は夢のある仕事ではないかと思うわけであり、小規模の水力発電については実践例もございます。しかし、失敗例もあるわけがあります。水力ではありませんけれども、下川町はバイオマス、木材の町ですから町民の49%の燃料、これを賄おうということで実施をしています。これを100%にもっていこうということでもあります。私は地元に戻元でき、市民に戻元で

き、そして地域に根差した産業が育成できて、地域で作り、地域で保全をすると、そういう一つの夢のある産業に繋げていく機会にぜひしていただきたい。前向きなご検討をお願いできればと強く思っているわけであります。希望を持ってひとつ、取り組みいただければと思います。しかし、これは市民の皆さん方の協力なしには出来ないし、出来れば市民グループから声が出て、そして共同で作り上げるという体制ができれば望ましいわけです。当面、行政が主導で調査、研究をしていくということになるかと思えます。これはいけると、挑戦できるとなりましたら、庁内体制の整備、専任職員の配置等も必要でしょうし、これは第２段階になるかと思えますけれども、長い目で見て、切れ目なく進めていくと、こういうことが大事だと思いますので、それに向けた市長の意欲、また重ねてお尋ねをしたいと思っております。

教育行政でございますが、道立高校についてはご答弁いただきました。山上議員に対するご答弁もございますし、それに、いわば整合性を持ったご答弁でございました。この時点では、それ以上のことをお聞きするつもりはございませんが、危機感を持って、タイミングを失しないように、あわせて先ほど壇上で申し上げましたけれども、予算の編成権は市長が持っておりますから、教育長しっかりと理論構築されて、そして市長から予算をぶんどる、こんな気持ちでひとつ対応していただいて、繰り返しますが、時期を失しないように明らかにしていただく、そういう応答責任をきちっと果たしていただくと、このことをご要望申し上げておきたい。このことにつ

いてはご答弁は結構です。

市立図書館についてであります。ご答弁にありました、いわばパブリックコメントに関する回答、これについては回答どおり評価をされて、内容で進んでいるというような趣旨でございます。私は時々図書館に通いますし、先日も公立図書館の任務と目標、こういう本をお借りいたしました。たまたま１冊しかなくて、これもかなり古い本です。担当の司書の方が道立図書館等、他の図書館と情報共有をしますので、これは必要であればご紹介しますと、手続きいたしますよというお話をいただきました。非常に対応が親切で当を得た、てきぱきとした対応をしていただいたということが、つい先ほどのことです。あわせて、指定管理者として４年目に入っている館長さんの話も聞く機会がございました。教育委員会から司書さん３人というようなお話もあったけれども、自らの努力で司書の資格を取ったと、会社の協力もあったと。現在４人の配置をしている。パートさんが２人いらして、ご高齢の方のご勤務あるようで、そういう部分を含めて８人体制でやっている。そして、いろんな意味での図書館活動、奉仕活動も含めて、単に絵本を貸したり、選書をしたり、そういうものだけでない仕事があるわけで、仕様書でそれが示されているわけです。コロナ禍でなかなかうまく回らないけれども、ぜひ新しい企画を考えてやりたいんですということで非常に前向きなお話でございました。私は、最初の質問で申し上げましたけれども、この指定管理者制度の導入については反対をしたということを申し上げました。これはなぜかといいますと、安定雇用が保障出来ない

からです。企業が雇用主ですから、その就業規則なり、賃金体系なりで考える。これが一定の期間しかなくて、どうしても短期雇用にならざるを得ない、企業は経営が成り立たないことになるわけです。これでは図書館職員のキャリアがアップするわけではないです。しかし、今かされているのは、市長が標榜した美唄学という言葉を使って、地域のことを知ろう、郷土を知ろう、そして郷土を好きになろう、郷土に貢献していく人をつくっていきましょう。こういう美唄学というものがスタートしているわけでありまして。これらも、いわゆる情報の拠点というのは、公立の図書館であります。学校図書館との支援、連携もしかり、議会にも図書室というのがあります。これは地方自治法で必置義務、これらに対する支援も公立図書館の一つの仕事として位置づけられていると、こういう解説をする人もいます。行政が何かあって、取り組む場合のデータ整理も図書館の司書さんが行う。非常にグレードの高い仕事に繋がっていかねばならないわけでありまして。しかし、雇用がそういう状況になりますと、果たしてそういうことができるのかどうか。私は難しいと思います。そんな意味でやはり指定管理者制度の限界だろうということで反対の立場を持っております。しかし、実際こういう形で指定管理者制度が導入されて、そして、次にどうするか。仮に、こういう新しい業者は入って、雇用の方がなくなる。美唄の中から雇用の方が喪失される事態が起きてはまずいと思うわけです。一度手がけた制度改正というのは、ひっくり返すのもなかなか難しいわけです。この指定管理者制度の限界はありますけれど

も、これを安定した雇用と、それからやりがいのある職場にもっていくと、キャリアアップを図る認定司書制度というのもありますから、こういったものに繋げて、美唄にとって本当に情報が集約されて、市民に提供できる、あるべき図書館に成長していくように、その点留意する必要があるかと思うんです。このところを改めてまたお尋ねしたい。教育長の考え方をお尋ね申し上げたい。

それから学校図書館ですが、ただいまのご答弁で美唄の学校図書館に対する予算から、人の配置、それから読書の状況、子どもの読書率の問題等も出されました。とても褒めたものではないということを教育長の言葉でご答弁あったわけで、私はこのことをあえて繰り返し申し上げるつもりありませんけど、この学校図書館の設備なり、人的な配置の充実、先ほど申し上げました。それから、高等学校への支援の問題、それから様々な教育に関わるいわば予算の問題、これらに関しては、教育長には予算の編成権ありませんから、市長がどういう考えかということで最終的に予算の編成をするわけなんです。ただ、教育行政、教育委員会が各種行政委員会の中で唯一、市長が教育委員会の予算に関する意見を聞かなければならないという規定があるわけです。農業委員会にもありませんし、選挙管理委員会にも監査にもない、公平委員会にもない、教育委員会だけなんです。教育委員会の主体性と教育費、教育行政に関して、予算上、軽く見るなよということでありまして。そして、これは透明性をもって対応するという、これは良いか悪いか別にしても総合教育会議の場があるわけでありまして、この場合、これは透

明性を持ってやりなさいという考え方がありますから、きちっとした考えを委員会として整理ができれば、市長が聞かざるを得ないことになるわけであります。ぜひ、これらのこと、しっかりと組み立てられて、そして計画性を持って市長にぶつけて、調整、意見を強く申し述べていただきたい。こう思うわけであります。このところお考えありましたら、お答えいただければと思います。

●市長板東知文君 水力発電についてであります。本市におきましては、過去に民間事業者が美唄ダムから浄水場までの導水管を利用した小水力発電の検討を行った経緯がございますが、実現には至ってないところでございます。しかしながら今回、新型コロナウイルスのパンデミックということを含めて、これまで進めてきたグローバル経済、人・物・金が世界をめぐるといいますか、そういった形から、インバウンドもそうですけども、過度に依存するということは非常にリスクが高いというか、反省も出てきたと考えております。そういう意味では、やはりグローバルと同時にやはり、反対で今おっしゃるローカルから出発して物事を考える経済循環をしっかりと地域でつくる、そういう方向性が非常にこれから大事なことだと思っております。過度のグローバル化を抑え、同時にこれからのローカル化という方向が重要になっていくと思っております。地産地消を含め、まず地域の中で食料、エネルギーをできるだけ調達し、かつ地域内で人・物・金が循環するような経済、こういうことが望ましいと考えてございます。逆の意味では、むしろチャンスと考えることもできると思っております。そういっ

た中で小水力発電ですか、これを行っている地域もございまして、電力を販売したり、特産品の開発に使ったりする取り組みとして、そういった地域の経済循環を高めるなど、いわばコミュニティー経済といいますか、そういった動きは国内においてもかなり出てくると考えてございます。こういったことを踏まえながら、美唄市には、美唄ダムや美唄川水系のほか、農業用水路などの地域資源がございますので、水力発電の可能性について国や北海道をはじめ、関係機関との十分な連携の上、さらに調査、検討を行ってまいりたいと考えております。

●教育長天野政俊君 市立図書館についてであります。指定管理者の職員が職場での経験や専門研修、業務研修により資質・能力の向上が図られることが市民サービスの一層の向上と図書館機能拡充に繋がるものと考えております。そのため、指定管理者には司書資格を有する職員の配置や研修などの職員の育成について、「施設管理仕様書」に明記し、これを受け、指定管理者は司書の増員や専門研修を受講しております。今後につきましては、北海道立図書館や北海道図書振興協議会が行う専門研修の情報提供や情報交換を行うなど、指定管理者職員の育成・向上に繋がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市立図書館と学校図書館との連携についてであります。学校は教育機関として、子ども読書活動を推進し、読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っていることから、このような役割を担う学校との連携については、団体貸出しのPRや利用の拡充、読書活動への積極的なサポートなど、学校との連携

の取り組みを推進することが重要であると考えております。また、地域学、美唄学の一層の推進のため、郷土資料館などの社会教育施設との連携・協力を努めてまいりたいと考えております。

次に、学校図書費についてであります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育関係の予算の執行については、首長に権限があることになっており、首長は、予算案の調整にあたっては、教育委員会の意見を聞くこととされております。これまで学校図書館に必要な予算を含む教育予算については、総合教育会議において、意見交流、協議を行ってきたところであり、今後におきましても、教育委員会において十分な協議を行い、市長部局との共通理解を持った中で予算編成に対するしっかりとした協議を進めてまいりたいと思います。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって、延会いたします。

午後 1 時 5 3 分 散会

